

令和2年4月9日

龍馬学園における新型コロナウイルス感染症に対する対応方針

学校法人龍馬学園

新型コロナウイルス感染症に対する対応を、龍馬学園として以下のように取り扱う方針とします。

【学生等に対する健康観察の徹底】

1 健康観察の徹底について

学校においては、家庭との連携により在籍する学生等に対し、登校前及び帰宅後の検温と健康状態の確認を行うよう指導する。

家庭での健康観察にあたっては、自己健康管理表を活用すること。

【発熱などの症状がある学生等への対応】

2 学生等に発熱や咳などの風邪の症状がある場合

学生等に、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で療養させることを指示する。

感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診すると、医療機関での受入体制が万全でなかったり、他の患者さんに感染させたり、また他の患者さんから感染させられることも懸念される。4日以上症状が改善しない時は、まずは新型コロナウイルス相談センターに相談をすること。

電話 088-823-9300

時間 9時から21時（平日、土日祝日）

その場合には、出席停止(公欠)扱いとし、欠席とはならない。

【学生等本人が感染した場合】

3 感染した学生等への対応

各学校において、当該学生に対し、出席停止(公欠)の措置を取る。期間は医療機関の登校の許可が出るまで。

※ 出席停止(公欠)後の取扱いについて

治癒証明や登校許可証等は必要ない。

ただし、感染した学生については、当該学生及び保護者等に対し、主治医から登校を許可された日をしっかりと確認するよう依頼すること。

4 感染した学生等が在籍する学校の対応

各学校は、県の衛生主管部局に十分相談する。本学園危機対応組織を招集して、当該学校の全部または一部の臨時休業を検討する。

【濃厚接触者に特定された場合】

5 学生等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

各学校において、当該学生等に対し、出席停止(公欠)の措置を取る。

出席停止(公欠)の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間、もしくは陰性が判明して医療機関の登校の許可が出るまで。

学校の措置については、保健所などのアドバイスに従う。

※ 濃厚接触者とは、次のとおりとする。

- ・ 患者（疑いを含む）と同居あるいは長時間の接触（同じ教室で学習するなど）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者（疑いを含む）を看護等した者
- ・ 患者（疑いを含む）の痰やつばなどに直接接触した可能性が高い者
- ・ その他、保健所等から濃厚接触者とされた者

【感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業】

6 感染防止のための積極的な臨時休業を行う場合

(自治体首长より地域全体の活動自粛を強化する一環として要請を受けた場合を含む)

3・4とは別に、流行早期の段階において、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行う場合は、次のとおりとする。

- ・ 積極的な臨時休業の実施の有無、範囲及び期間等については、県衛生主管部局及び保健所と学園が協議し決定する。

※ 臨時休業中の学生等が参加するイベントや行事などについては、臨時休業の趣旨を踏まえ、参加を控える等、対策を検討すること。

【臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項】

7 臨時休業や出席停止の場合の配慮事項等について

(1) 学習に著しい遅れが出ないようにするための配慮

学生等が授業を充分受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じるようなことのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

(2) 進級・卒業等に不利益が生じないための配慮

学生等の各学年の課程の修了又は卒業の認定等にあたっては、弾力的に対処し、その進級、進学、就職等に不利益が生じないよう配慮すること。

(3) 標準授業時数を維持するために

流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、学校教育法施行規則等に定める

標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回らないよう、課題等に代替するなどの手段を弾力的に運用し、学生等に不利益が生じないように配慮すること。

専門課程は管轄省庁である私学・大学支援課と協議の上対応する。

【教職員における感染対策】

8 教職員における感染対策について

- (1) 教職員が感染した場合の臨時休業の対応については、学生等の対応に準ずる。
- (2) 教職員は、直接学生等に接する立場にあることから、一層厳格かつ迅速に対応する必要がある。教職員は、その責任を自覚し、自己健康管理表等を使用して朝夕、体調や体調を記録する等、体調管理に努めなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係るケース毎の対応については、次のとおりとする。

ア 37.0度以上の発熱や気になる症状（強い倦怠感や息苦しさ）があった場合

副校長にその旨を連絡するとともに、症状が治まるまでは原則として自宅待機すること。その場合の服務上の取り扱いについては、追って通知する。また、症状が4日以上続く場合は、保健所に設置されている窓口へ相談すること。職務への復帰の目安については、報道や厚労省 HP 等の最新情報を適宜確認し、副校長と相談の上判断すること。

イ 保健所から行動自粛の協力依頼があった場合

副校長にその旨を報告するとともに自宅待機すること。その場合の服務上の扱いについては、追って通知する。また、自粛期間については、保健所の指示に従うこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

副校長にその旨を報告するとともに、病気休暇を取得して療養に専念すること。職務への復帰については、主治医の診断に従うこと。

- (4) 学生等の感染等により臨時休業となった場合においては、校長は教職員に対し業務を停止する命令を行うこと。その場合における保護者からの連絡受付や情報収集、関係機関等との連絡調整を行うために出勤する職員は、必要最小限の人数とすること。

【来校者について】

9 保護者や委託業者等の学校訪問者への対応について

保護者や委託業者の従業員等で、学校に出入りする者のうち、2から5に該当する場合は、校内への立ち入りを自粛するよう要請する。

以上